ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会に おける附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症 患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところである。

公営ギャンブル等は、所管官庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。 ギャンブル等依存症対策は、適切な治療と支援により回復が十分に可能であることから、国におかれては、ギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むとともに、次の事項について適切な措置を講じられることを強く求める。

- 1 ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
- 2 3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に 検討すること。
- 3 ギャンブルのみならず、アルコールや薬物など様々な依存症についての総合的な対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月4日

衆議院議長 大島理森殿 伊達忠一殿 参議院議長 内閣総理大臣 安倍晋三殿 財務大臣 麻生太郎殿 総務大臣 高市早苗殿 文部科学大臣 松野博一殿 厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿 経済産業大臣 世耕弘成殿 石 井 啓 一 殿 国土交通大臣 内閣官房長官 菅 義偉殿 松本 純 殿 国家公安委員会委員長